

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 4 号。以下「条例」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき生息・生育地保護区を指定しようとするので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 3 年 2 月 5 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 名称 近江舞子ハマエンドウ生育地保護区

2 指定の区域 大津市南小松 1095 番地 9 の一部、1095 番地 10 の一部、1095 番地 22 の一部

区域は、区域図表示のとおりとする（区域図は、省略し、5 に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）。

3 指定に係る希少野生動植物種 ハマエンドウ

4 指定の区域の保護に関する指針の案

(1) 指定の目的 本区域には、海浜性で琵琶湖岸の砂浜環境に分布するハマエンドウの生育が確認されている。ハマエンドウは、現在、滋賀県レッドデータブック 2015 年版で絶滅危惧種と評価され、さらに指定希少野生動植物種に指定されており、本種が良好な状態で生育している場所は県内では数少ないことから、本種の保護と琵琶湖岸を特徴づける砂浜の生態系の保全を図る上で、本区域を希少野生動植物種でもある本種の生育地保護区に指定する。

(2) 指定に係る希少野生動植物種個体の生育のために確保すべき条件 当該地域の指定に係る希少野生動植物種は、琵琶湖岸の砂浜環境に適応したものである。このため、当該区域の土地利用の変化や植生の遷移を防ぎ、現状の砂浜環境と周辺を含めた植生を維持する必要がある。

(3) 生育条件の維持のための環境管理の指針

ア 土地の形質の変更、鉱物の採掘または土石の採取 本区域においては、指定に係る希少野生動植物種が生育できる砂浜の環境を維持するため、砂浜の維持管理、周辺を含めた植生や野生動植物の生息・生育状況の調査その他指定に係る希少野生動植物種の保護に支障のないものを除き、土地の形質の変更および鉱物の採掘または土石の採取を行わないものとする。

イ 木竹の伐採 本区域（保安林の区域を除く。）において木竹の伐採を行う場合は、原則として択伐法によることとし、択伐率は現在蓄積の 30% 以下とする。

ウ 環境管理 個体の採集等、条例違反行為に対する巡視を行うほか、土地の所有者および地元の南小松自治会ならびに本種の生態や保全に詳しい専門家と協議しながら、指定に係る希少野生動植物種の良好な生育環境の維持に努めるものとする。

5 指定の区域、指定に係る希少野生動植物種および指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県南部合同庁舎 総務部総務事務・厚生課南部総務経理係（草津市草津 3-14-75）

滋賀県甲賀合同庁舎 総務部総務事務・厚生課甲賀総務経理係（甲賀市水口町水口 6200）

滋賀県東近江合同庁舎 総務部総務事務・厚生課東近江総務経理係（東近江市八日市緑町 7-23）

滋賀県湖東合同庁舎 総務部総務事務・厚生課湖東総務経理係（彦根市元町 4-1）

滋賀県湖北合同庁舎 総務部総務事務・厚生課湖北総務経理係（長浜市平方町 1152-2）

滋賀県高島合同庁舎 総務部総務事務・厚生課高島総務経理係（高島市今津町今津 1758）

6 縦覧期間および時間 令和 3 年 2 月 5 日から令和 3 年 2 月 18 日までの縦覧場所における執務時間内

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和 3 年 2 月 18 日

(2) 提出先 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

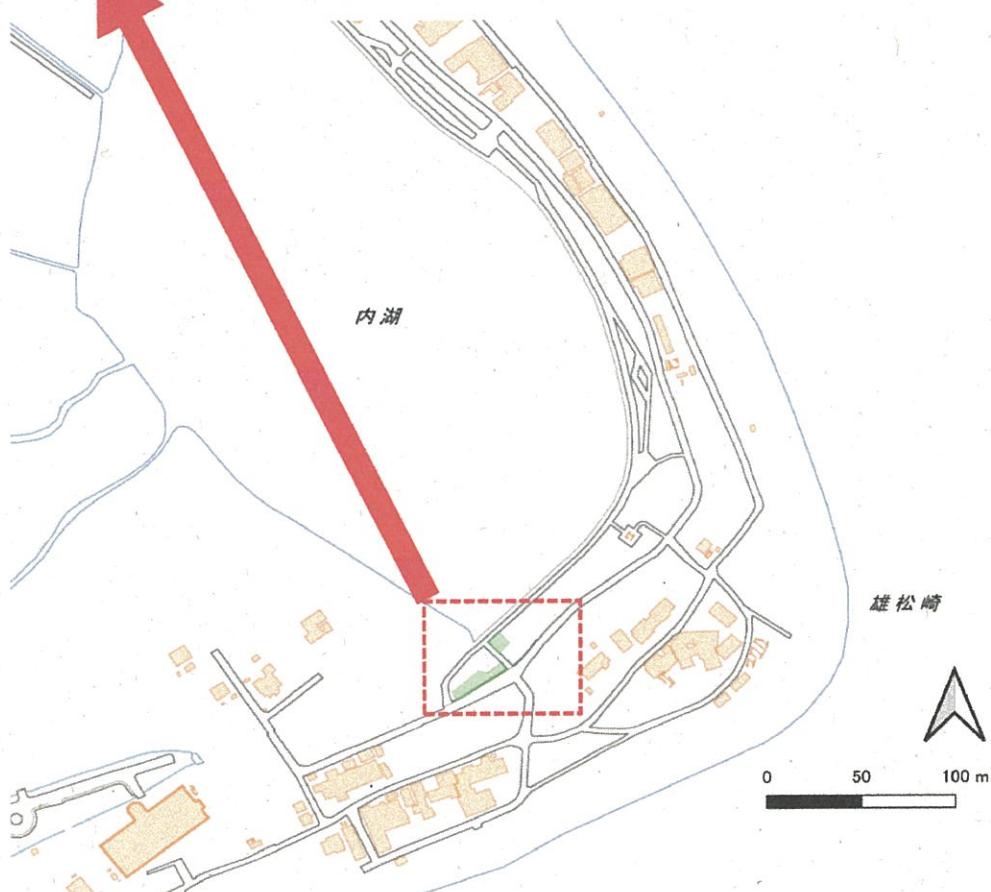
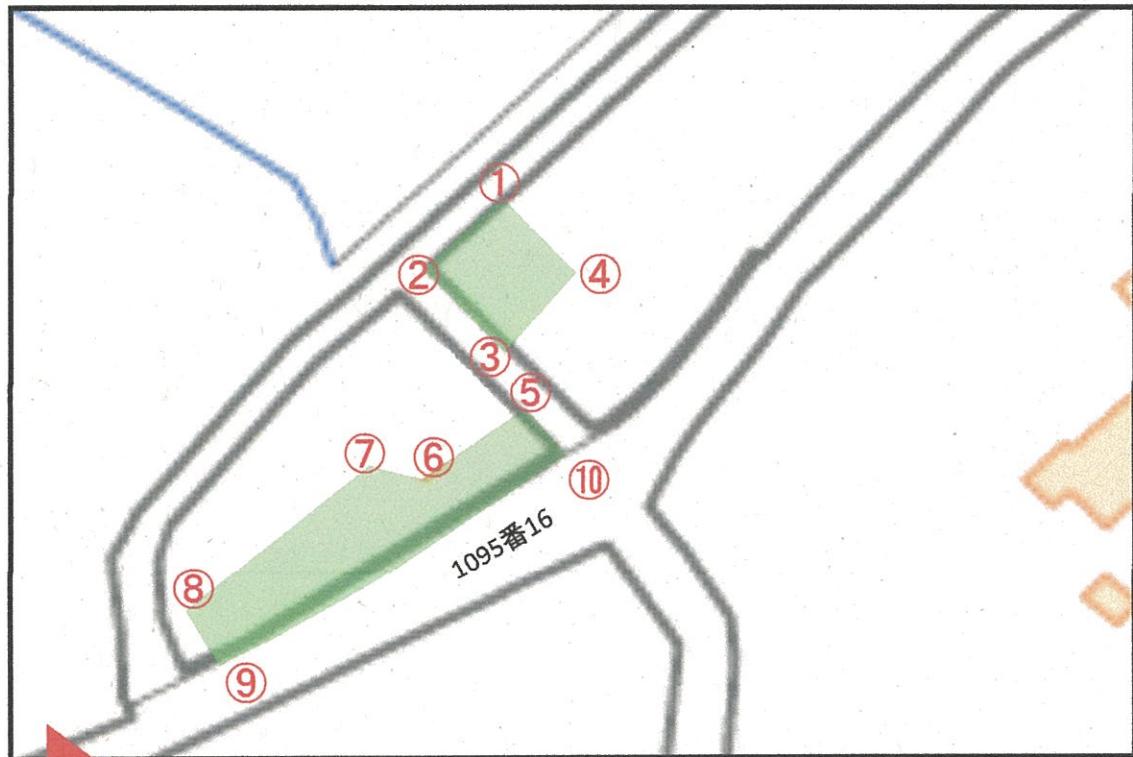
指定案

近江舞子ハマエンドウ生育
地保護区
(大津市)

滋賀県琵琶湖環境部
自然環境保全課

近江舞子ハマエンドウ
生育地保護区の区域図

生育地保護区の指定範囲



**近江舞子ハマエンドウ
生育地保護区の区域図説明表**

番号	概要
①—②	沿道交差点東側の地点②と、地点②から道路界上を北東に8m離れた地点①を結ぶ線(ただし、道路を除く)
②—③	沿道交差点東側の地点②と、地点②から道路界上を南東に8m離れた地点③を結ぶ線(ただし、道路を除く)
③—④	②—③の道路界に直交し、地点③と地点③から北東に8m離れた地点④を結ぶ線
④—①	地点④と地点①を結ぶ線

番号	概要
⑤—⑥	地点⑤と地点⑥を結ぶ線
⑥—⑦	地点⑥と地点⑦を結ぶ線
⑦—⑧	地点⑦と地点⑧を結ぶ線
⑧—⑨	地点⑧と道路交差点北西側の地点⑩から南西に33m離れた地点⑨を結ぶ線
⑨—⑩	地点⑨と地点⑩を結ぶ線(ただし、南小松1095番16の道路を除く)
⑩—⑤	地点⑩と地点⑤を結ぶ線

※ 地点⑤について
道路交差点北西側の地点⑩から道路界上を北西に5m離れた地点を地点⑤とする。

※ 地点⑥について
⑤—⑩の道路界に直交し、⑨—⑩の道路界から北西に5m離れた線上で、地点⑤から南西に10m離れた地点を地点⑥とする。

※ 地点⑦について
道路交差点北西側の地点⑩から⑨—⑩の道路界上を南西に10m離れた地点を通り、⑨—⑩の道路界と直交する線上で、⑨—⑩の道路界から北西に8m離れた地点を⑦地点とする。

※ 地点⑧について
⑨—⑩の道路界と直交する線上で、地点⑨から北西に4.6m離れた地点を地点⑧とする。